# 第２編　新型インフルエンザ等対策の実施体制等

## 第１節　新型インフルエンザ等対策の実施体制

【準備期】

１．指定公共機関５社は各社ごとに、社長を本部長とする新型インフルエンザ等対策本部の体制（設置場所、構成員等を含む）を確立する。

＜各社の役割＞

(1) 持株会社の役割

① 内閣感染症危機管理統括庁、総務省、その他関係政府機関及び地方公共団体と新型インフルエンザ等対策業務計画に関し、連絡調整を図る。新型インフルエンザ等発生時には国に設置される政府対策本部と緊密な連携を保ち、新型インフルエンザ等対策業務計画の円滑かつ適切な遂行に努める。

② 指定公共機関の責務を果たすため、東地域会社、西地域会社、ＮＴＴコム、ＮＴＴドコモ及びその他のグループ会社の統括・調整機能を発揮する。

(2) 東地域会社、西地域会社の役割

① 本社における対応

ⅰ. 持株会社による統括・調整のもと、グループ会社と連携し、内閣感染症危機管理統括庁、総務省、その他関係政府機関及び地方公共団体並びに社外関係機関、ライフライン事業者及び報道機関等と新型インフルエンザ等対策業務計画に関し、連絡調整を図る。

ⅱ. 指定公共機関の責務を果たすため、持株会社と緊密な連携を保ち、新型インフルエンザ等対策業務計画の円滑かつ適切な遂行に努める。

② 支店における対応

必要に応じて当該区域を管轄する指定公共機関等と新型インフルエンザ等対策業務計画に関し、連絡調整を図る。

(3) ＮＴＴコムの役割

① 持株会社による統括・調整のもと、東地域会社、西地域会社、ＮＴＴドコモ及びその他のグループ会社と連携し、内閣感染症危機管理統括庁、総務省、その他関係政府機関及び地方公共団体並びに社外関係機関、ライフライン事業者及び報道機関等と新型インフルエンザ等対策業務計画に関し連絡調整を図る。

② 新型インフルエンザ等発生時には、持株会社、東地域会社、西地域会社及びＮＴＴドコモと緊密な連携を持ち、新型インフルエンザ等対策業務計画の円滑・適切な遂行に努める。

(4) ＮＴＴドコモの役割

① 持株会社による統括・調整のもと、東地域会社、西地域会社、ＮＴＴコム及びその他のグループ会社と連携し、内閣感染症危機管理統括庁、総務省、その他関係政府機関及び地方公共団体並びに社外関係機関、ライフライン事業者及び報道機関等と新型インフルエンザ等対策業務計画に関し連絡調整を図る。

② 新型インフルエンザ等発生時には、持株会社、東地域会社、西地域会社及びＮＴＴコムと緊密な連携を持ち、新型インフルエンザ等対策業務計画の円滑・適切な遂行に努める。

２．対策本部の下に職務を執行するにあたり、意思決定者を明確にするとともに、意思決定者の罹患等に備え、代行者を置く。

【初動期以降】

指定公共機関５社は、対策本部の設置および廃止について以下のとおり実施する。

１．政府対策本部が設置された旨の通知を国より受けたときは、新型インフルエンザ等対策本部を設置する。新型インフルエンザ等対策はこの本部の下で一元的に執行する。

２．政府対策本部が廃止された旨の通知を国より受けたときは、新型インフルエンザ等対策本部を廃止する。

第２節　新型インフルエンザ等の情報収集及び周知

指定公共機関５社は以下について取組む。

【準備期】

１．平時において、国や国立健康危機管理研究機構（以下「JIHS」という）から、感染症に関する基本的な情報や、新型インフルエンザ等に関する情報及び発生時にとるべき行動とその対策等について収集するとともに、入手する体制を構築する。

２．国、地方公共団体、WHO等から、国内外の新型インフルエンザ等に変異するおそれがある感染症の対応状況や医療体制等に関する情報について収集するとともに、入手する体制を構築する。

３．社員等並びにその家族の新型インフルエンザ等の情報提供方法、罹患状況及び出社可能状況の把握方法を確立する。（例）連絡システム、電話・メール等による把握

【初動期以降】

１．国、JIHS及び地方公共団体等が公表する国内外の新型インフルエンザ等の発生状況や対応状況、感染対策などの情報を、早急に従業員等に対し正確に伝える。その際は、新型インフルエンザ等の発生時、発生初期においては、病原性や感染性などの

詳細については十分な知見が得られるとは限らず、一定の不確実性を伴うことに留意する。

２．社員並びにその家族の新型インフルエンザ等の罹患状況及び出社可能状況を把握する。

第３節　関係機関との連携

指定公共機関５社は以下について取組む。

【準備期】

１．新型インフルエンザ等対策業務を実施するにあたり、必要な関係機関（内閣感染症危機管理統括庁、総務省、その他関係政府機関、地方公共団体、業界団体・同業他社、取引先企業、サプライチェーン等）との連携体制確立のための方策を策定する。

２．サプライチェーンの補完が不確実であることに留意し、重要業務の継続に不可欠な取引事業者を洗い出し、新型インフルエンザ等発生時においても重要業務が継続できるよう、当該取引事業者とともに必要な対策を検討する。

【初動期以降】

１．関係機関と連携し、新型インフルエンザ等対策業務を実施する。